

未来を支える、働きやすい
職場づくりをサポートします！

令和8年度 三島市職場環境ウェルビーイング推進事業費補助金

【補助対象事業】

① 就業規則等を整備
するための事業

【具体例】

社会保険労務士等
への委託費、報酬

② 良好な労務環境を実現
するための事業

【具体例】

雇用関係助成金等の申請
手続きに係る社会保険労
務士等への費用

③ 働きやすい職場環境づくり
を進めるための事業

【具体例】

社内研修または外部研修に要する費用
・会場、機材等借上料・教材費
・外部研修参加費・研修委託費
・謝礼金

【補助率】

1 / 2

【補助限度額】

①～③
の合計で
10万円

※1事業者、年
度内に1回まで
の申請とする。

●補助金手続きの流れ【申請期限：令和8年12月25日（金）】

交付申請 ➡ 決定通知 ➡ 事業の実施 ➡ 実績報告 ➡ 補助金の支給

●補助対象者の主な要件

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者や
常時雇用する従業員数が300人以下の医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人で、
下記の（１）～（４）に該当するもの。

- （１）市内に本店または支店の事業所を有する事業者
- （２）市税の滞納がない事業者
- （３）常用雇用者を1人以上雇用していること
- （４）国・地方自治体から同一経費にかかる補助を受けていない。

◆事業内容の詳細やお問い合わせ先
三島市役所 商工観光まちづくり課
（三島市大社町1-10 大社町別館2階）

TEL：055-983-2655

E-mail：syokou@city.mishima.shizuoka.jp

HPアドレス：https://www.city.mishima.shizuoka.jp/page/3392.html

